

霧島市条例第14号

令和3年6月16日

溝辺都市計画事業麓第一土地区画整理事業施行規程に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

溝辺都市計画事業麓第一土地区画整理事業施行規程に関する条例等の一部を改正する条例

(溝辺都市計画事業麓第一土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部改正)

第1条 溝辺都市計画事業麓第一土地区画整理事業施行規程に関する条例(平成17年霧島市条例第267号)の一部を次のように改正する。

第26条中「年6パーセント」を「換地処分公告があった日の翌日の法定利率(分割徴収する場合にあっては、当該法定利率以内)」に改める。

(隼人都市計画事業浜之市土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正)

第2条 隼人都市計画事業浜之市土地区画整理事業施行に関する条例(平成17年霧島市条例第269号)の一部を次のように改正する。

第29条中「年6パーセント」を「換地処分公告があった日の翌日の法定利率(分割徴収する場合にあっては、当該法定利率以内)」に改める。

(隼人都市計画事業隼人駅東地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正)

第3条 隼人都市計画事業隼人駅東地区土地区画整理事業施行に関する条例(平成22年霧島市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第29条中「年6パーセント」を「換地処分公告があった日の翌日の法定利率(分割徴収する場合にあっては、当該法定利率以内)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。